

名古屋市女性会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第11号

名古屋市女性会館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市女性会館条例施行規則（昭和53年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
(資料の館外利用) 第5条 (略) 2・3 (略) 4 資料の館外利用期間は、資料を受領した日から2週間以内とする。	(資料の館外利用) 第5条 (略) 2・3 (略) 4 資料の館外利用期間は、資料を受領した日から2週間以内とする。 <u>ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。</u>
(使用許可申請の手続) 第6条 条例第4条第1項の規定による女性会館の施設の使用の許可を受けようと	(使用許可申請の手続) 第6条 条例第4条第1項の規定による女性会館の施設の使用の許可を受けようと

する者は、次の各号に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 入場料その他これに類する料金の徴収の有無

(7)・(8) (略)

2 (略)

別表第1 (第6条関係)

使用区分	区 分	受 理 期 間
ホール	女性教育又は男女平等及び参画の推進のために使用する場合	使用しようとする日の属する月の <u>6月前</u> から
	その他の場合	使用しようとする日の属する月の <u>3月前</u> から
その他の施設	女性教育又は男女平等及び参画の推進のために使用する場合	使用しようとする日の属する月の2月前から
	その他の場合	使用しようとする日の属する月の <u>1月前</u> から

する者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)の徴収又は営利目的の有無及び入場料等を徴収する場合における料金の額

(7)・(8) (略)

2 (略)

別表第1 (第6条関係)

使用区分	区 分	受 理 期 間
ホール	女性教育又は男女平等及び参画の推進のために使用する場合	使用しようとする日の属する月の8月前(条例別表第1備考第3号に規定する場合にあつては、使用しようとする日の属する月の8月前の月の7日)から
	その他の場合	使用しようとする日の属する月の6月前(条例別表第1備考第3号に規定する場合にあつては、使用しようとする日の属する月の6月前の月の15日)から
その他の施設	女性教育又は男女平等及び参画の推進のために使用する場合	使用しようとする日の属する月の2月前(条例別表第1備考第3号に規定する場合にあつては、使用しようとする日の属する月の2月前の月の7日)から
	その他の場合	使用しようとする日の属する月の2月前の月の15日(条例別表第1備考第3号に規定する場合)

